

防災管理を行わなければならない全ての対象物の管理権原者は防災管理点検資格者に防災管理上必要な業務、その他火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のために必要な事項が総務省令で定める基準に適合しているか、1年に1回点検しその結果を所轄消防長または消防署長に報告しなければなりません。点検の結果基準に適合しているものについては点検済み表示を掲げる事ができます。



A

防災基準点検済証



B

防火・防災基準点検済証

防火対象物点検及び防災管理点検の両方が義務となっている防火対象物では、両方の点検基準に適合していると判断された場合のみBの表示が出来ます



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

防災管理